

学振助企第3号
平成30年4月2日

関係各研究機関代表者 殿

独立行政法人日本学術振興会
理事長 里見 進

(印影印刷)

平成30年度科学研究費助成事業－科研費－（国際共同研究加速基金
（国際共同研究強化（B）））の公募について（通知）

このことについて、「平成30年度科学研究費助成事業－科研費－公募要領（国際共同研究加速基金（国際共同研究強化（B））」（以下「公募要領」という。）により公募します。

ついては、貴職より関係者に周知するとともに、貴研究機関において、応募者がいる場合には、公募要領「IV 研究機関の方へ」の内容に従い、応募に係る手続等必要な事務を行ってください。また、以下の点についても御留意ください。

・「平成30年度科研費（国際共同研究強化（B））の新規研究課題に応募する研究代表者又は研究分担者が所属する研究機関」は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく「取組状況に係るチェックリスト」の両者を、平成30年5月7日（月）までに府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を使用して提出してください。両チェックリストの提出がない場合には、当該研究機関に所属する研究者の応募が認められませんので、御留意願います。（※）

・今回の公募は、従前の「海外学術調査」を見直し、国際共同研究を強化する観点から、研究対象を従来のフィールド調査等に限定せず、一般化したものです。その趣旨や基本的な考え方については、「国際共同研究強化（B）（仮称）の公募内容等について」（平成30年1月26日科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会資料2－1）

（URL：http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu4/041/shiryo/1400822.htm）に掲載されています。また、今回の公募における主な留意事項等について、別紙のとおりまとめましたので、両資料について、貴職より関係者に周知してください。

※平成29年4月以降に「体制整備等自己評価チェックリスト」を、平成29年2月10日の文部科学省からの事務連絡の通知日以降に「取組状況チェックリスト」を、それぞれ文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金等の応募の際に、e-Rad を使用して既に平成29年度様式で提出している場合には、今回の応募に当たって改めて提出する必要はありません。

（本件担当）

〒102-0083 東京都千代田区麴町5-3-1

独立行政法人日本学術振興会 研究事業部 研究助成企画課

電話 03-3263-4796

<平成30年度応募に当たっての留意事項等>

本研究種目への応募をする場合、以下の点に十分留意して応募の準備を進めてください。

① 研究計画について（10頁参照）

海外の研究者（又は研究者グループ）との共同研究を前提とし、当該研究者グループの研究拠点である「海外の研究機関等（国外地域を含む）」に日本側研究者が直接出向き研究活動を実施することが必要です。

② 研究組織の構成について

○科研費における研究組織はこれまで「研究代表者」、「研究分担者」、「連携研究者」及び「研究協力者」から構成していましたが、平成30年1月26日開催の科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会における審議の結果、「連携研究者」を「研究協力者」に統合することとなりました。

このため、研究組織は、「研究代表者」、「研究分担者」及び「研究協力者」から構成してください。（22頁参照）

（参考）上記の研究組織の見直しの詳細については、以下の資料を参照してください。

- ・ 研究組織及び研究計画調書の見直しについて（平成29年10月20日科研費改革に関する作業部会）（抜粋）
- ・ 研究組織の見直しについて

URL:http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu4/041/shiryo/1400822.htm

○研究代表者、研究分担者を通じ、本研究種目に応募できるのは、1研究課題とします。他の研究種目と異なり、研究分担者にも重複制限が課されますので、研究組織の構成に当たっては十分に注意してください。（11頁参照）

○研究組織（研究代表者、研究分担者）は原則3名以上で構成し、研究組織（研究代表者、研究分担者）に若手研究者が1名以上参画することが必要です。

ただし、若手研究者のみで研究組織（研究代表者、研究分担者）を構成する場合、2名以下の研究組織を構成することも可能です。（10頁、24頁参照）

○研究代表者は、研究分担者とともに研究組織を構成する場合、研究者から研究分担者となることの承諾を得る手続きを科研費電子申請システム（以下、「電子申請システム」とする。）で行います。（24頁参照）

③ 同意書 (Letter of Intent) について (21頁参照)

研究課題を海外の研究者と共同で実施することを確認するため、共同研究を行う海外の共同研究者より応募までに同意書を徴収することが必要です。

④ 応募総額、研究期間、採択予定件数について (10～11頁参照)

応募総額：2,000万円以下

研究期間：3～6年間

採択予定件数：最大200件程度

⑤ 交付決定後に配分される研究費について

学術研究助成基金助成金を配分します。(基金については3頁参照)

ただし、研究期間全体の研究費について初年度に一括して交付決定する方式ではなく、交付申請の範囲内で年度ごとの研究費を変更交付決定する方式です。

なお、これまでと同様に会計年度にとらわれない柔軟な執行を可能とします。

⑥ 本研究種目で対象となる経費等について (基盤研究等と同様)

(25頁参照)

1) 対象となる経費 (直接経費)

研究計画の遂行に必要な経費 (研究成果の取りまとめに必要な経費含む。) を対象とします。

2) 対象とならない経費

次の経費は対象となりません。

ア 建物等の施設に関する経費 (直接経費により購入した物品を導入することにより必要となる軽微な据付等のための経費を除く。)

イ 補助事業遂行中に発生した事故・災害の処理のための経費

ウ 研究代表者又は研究分担者の人件費・謝金

エ その他、間接経費を使用することが適切な経費

その他、以下の点にも留意してください。

※「国際共同研究強化(A)」と異なり「代替要員確保のための経費」は計上できません。

※海外の共同研究者(科研費の応募資格を有しない者)は「研究協力者」に当たるため、分担金を配分することはできません。